

Title	無条件最惠国条款は絶対的無償規定に非ず
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.7 (1914. 9) ,p.805(25)- 822(42)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140910-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

云へり。蓋し家族給養費の如きも増額して一日五十錢となし十六歳以下の小兒ある時は之に二十錢を給し豫備兵後備兵の召集されたる時にも之を支給することゝなせり。議會に於て加へられたる修正のうち最も重大なるは從來二十一歳のものゝを徴集せしを新に二十歳より徴集することゝなせしに在り。政府の原案にては千九百十年兵のうち十四萬人は十三年十月以後更に一年間在營せしむ可き計劃なりしに、各地の兵營に於て不穩の舉動ありしかば、二十歳にして身體の發育佳良なるものは之を徴集することに改め十三年の十月に除隊さる可き十年兵を千九百十三年兵の入營期即ち十一月十五日まで在營せしむることゝなせり。即ち新法律は二十歳にして入營す可き十三年兵より始めて適用さるるより、同年の秋には十二年兵二十萬六千人、十三年兵十三萬七千人、合計三十四萬三千人の新兵を收容したり。又新法律に従へば兵役三年間を通じて百二十日の休暇を與ふることゝなせり。九百五年の法律は一ヶ月の歸休を許したれば正味九箇月服役期間を延長せるに過ぎず。而して農夫出身の士卒は農繁の時期にこの休暇を取り得可き規定なり。新法律は又學生の特典を更に制限したれど煩しければ今は之を略す。

無條件最惠國條款は絶對的無償規定に非ず

板 倉 卓 造

最惠國條款は自國の人民、商品、船舶等が對手國に於て第三國の人民、商品、船舶に比して劣等不公平なる取扱を受くるを避けんか爲めに發明せられたるものなり。と同時に諸種の條約中に此條款を設くるは對手國にて第三國に對し特典、殊遇を與ふる毎に自國亦これを要求して箇々の交渉を繰返へし其都度箇々の特別條約を締結するは其煩に堪へざるより豫て一般條約中に第三國に附與したる特惠は自國にも均霑せしむ可き旨を規定し第三國の享有する利益は自動的に自國にも及ぶものとするの工風より出でたるものなるが故に其これを設けたるは畢竟後日の行違を豫防し國際關係を簡單にせんか爲めなるに實際の經驗に據れば發明

以前何等疑はれざりし幾多の難問題を惹起せしめ却て國際關係を錯亂せしめたるは意外なりと云はざる可からず。就中米國が最惠國條款の解釋に獨立の主義を固持し苟も報酬を得て第三國に附與したる特惠ならんには條款の規定が如何あらんとも對手國が之に均霑せんとせば第三國の提供したる報酬と均等の報酬を提供するに非ざれば之に均霑せしめざるの原則を主張し固く執て讓步せざるより最惠國條款の解釋は一層複雑を加ふるに至りたり。現に先年英國議會下院に於て一議員が米國新關稅法の爲めに英國より米國に輸入する酒精は一ギャロンに付き二弗六十仙の輸入税を課せらるゝに反し佛、獨、伊、西、葡の諸國よりするものは其米國との互惠條約との結果、一ギャロンに付き一弗七十五仙に過ぎざるは英國の酒造業者に取り大打撃にして此事たる一八一五年の英米通商條約に規定せる最惠國條款に違反せるものと思惟するに就ては英國政府は此件に關し米國に對して何等かの抗議を試みたることありやと外務大臣サー、エドワード、グレイ及び時の商務大臣チャーナルに質問したるに兩大臣とも米國政府は報酬に因て附與したる特惠には單に最惠國條款の名のみに依ては之に均霑せしめざること其年來

の主張なるか故に政府は此義に關し久しき以前より屢々交渉を試むと雖も其目的を達せざる由を答辯したる其一八一五年の通商條約に於ける最惠國條款と云ふは之を原文の儘に記せば其第二條に

No higher or other duties shall be imposed on the importation into the territories of His Britannic Majesty in Europe of any articles the growth, produce, or manufacture of the United States, and no higher or other duties shall be imposed on the importation into the United States of any articles the growth, produce, or manufacture of His Britannic Majesty's territories in Europe, than are or shall be payable on the like articles, being the growth, produce, or manufacture of any other foreign country.

と規定したるものを指すに外ならざるが故に此規定を文字通りに解釋するときは右の一議員の質問中に於ける英國酒精の輸入税は他國の酒精と同様低額なる可き等なるに米國が佛國以下の輸入酒精の税率を英國酒精に比して低減したるは是等の諸國は米國との互惠條約に依り夫れ〱相當の報償を提供したるを以て之に特殊の取扱を爲すに過ぎず。此報償の提供に對し米國が輸入税を低減した

るは實は相互に報償を交換したるまでにして特に是等諸國の爲めに特別の優遇を爲すに非ず是等の諸國亦各自の報償に依て輸入税の低減を得たるものなれば特に米國より惠益を得たるにも非ず隨て是等の諸國は單純なる最惠國に非ざるが故に英國は右の規定を理由として同一の取扱を求むるも米國は毎度これを拒絶する次第なり。

二

米國は最惠國條款に關する斯る誤解を避けんか爲めに自ら特殊の條款を發明したり世に稱して條件附條款と云ふもの是れなり日米通商航海條約第十四條に曰く

本條約に於て別段の明文ある場合を除くの外兩締約國は通商及び航海に關する一切の事項に付その一方か別國の臣民又は人民に現に許與し又は今後許與することある可き一切の特權恩典又は免除にして若し右別國へ無償にて許與したるものなるときは無償にて又若し條件を附して許與したるものなるときは同一又は均等の條件を以て之を他の一方の臣民又は人民に及ぼすことに同

意す

此種の規定は米國と諸外國との間に發見せらるゝ所にして今日南米諸國にも行はると雖も元と是れ米國の發明に係り遠く一七七八年米國が其獨立宣言を發したる後の最初の國際條約たる米佛修交通商條約第二條にも之を規定せり故に世間の學者中この種の條款は一八四八年英國とリベリヤとの條約中に發見せらるゝものを嚆矢とするの故を以て Anglo-Liberian Clause の名を附するものあれども其誤解たること余の曾て本誌上に指摘したる所なり斯の如く條件附條款の由來既に遠きのみならず米國が條件の有無を規定せざる最惠國條款即ち單純條款に就ても尙ほ無償ならば無償にて有償ならば有償にて特惠の許與を約したるものと解釋するの實例亦既に古し例へば一八〇三年米國が佛國とのレイジャナ割讓條約第八條には

In future and forever after the expiration of the twelve years, the ships of France shall be treated upon the footing of the most favoured nations in the ports above mentioned. (1)

と規定せるに拘はらず一八一七年に至り佛國船舶はレイジャナの諸港に於て英

國船舶が負擔したるよりも高額の税目を課せられたるを以て佛國は前記條約の規定に依り米國に抗議を提起したるに米國政府は答へて曰く英國は一八一五年の條約に依り英國に於て米國船舶を自國船舶と同様に待遇するを約したるが故に米國亦英國船舶を遇するに自國船舶と同様にするに外ならざれば若し佛國にして同様の讓與を享受せんとせば亦自ら同様の處置を執る可きのみと。此爭議は兩國間に久しく結で解けざりしが要するに米國の最惠國條款解釋法が他國の主義と著しく相違するを見る可し。而して米國が其獨特の解釋を爲すに就ての論據は略ぼ二あり。

一、一國が對手國に於て一特典を得るの代償として自ら他の一特典の讓與を以てしたる場合に第三國が此特典の報酬とも云ふ可き讓與を爲さずして之を享受せんと欲するときは其第三國は該一國よりも一層の恩惠を受くるものにして右は決して平等の待遇に非ず否な該一國に對して不利にして且つ差別的待遇を加ふるに至るものと云ふ可し。

二、一方が一に他方の讓與に因りて與ふる讓與は最早や *favour* に非ずして *act of reciprocity* に外ならず。(2)

米國が佛國及び獨逸との間に締結したる最近の條約及び之に關する談判は米國の主張を説明する適當の實例なりと云ふ可し。即ち一九〇六年獨逸と談判の際米國は獨逸が特典を提供するに非ざれば此方よりも特典を與ふるを得ず、即ち與ふれば與ふ可しとの意を宣明したる其翌年米國が就中三鞭酒に對し獨逸に許與したる著しき關稅低減の爲め打撃を蒙りたる佛國に對しても亦新協定を遂ぐ可しとの説行はるゝや米國は之に對し冷淡なる態度を示さず寧ろ佛國の三鞭酒にも二割の同一低減を何時にても許與するが如く見へたり。但し夫れは均等(*equivalent*)なる報償に對して許與せらるゝものなること勿論なり。當時米國々務卿ルート氏は駐米佛國大使ジュサランド氏との數度の會見に於て若し佛國にして米國へ三鞭酒を輸入するに就き満足を得んと欲せば米國の肉罐詰及び鹽肉を佛國の税關に於て無税にて通過すること佛國に取りて必要なる旨を告げたり。

(1) The ports above mentioned とはロイッシュヤナの諸港を指すものなり

(2) Wharton : A Digest of the International Law of the United States, vol. II, p. 144.

尤も米國の最惠國條款に關する解釋が他國の解釋と異なるは其問題たる條款が條件の有無を明記せざる所謂單純條款に就て多く起りたるものにして米國は諸國との爭議に鑑み今や新なる通商條約に於ては悉く前記日米條約第十四條に示すが如き條款を規定し第三國に許與したる惠益が無償ならば對手國に無償にて若し又有償ならば夫れと同一もしくは均等の條件にて許與する旨を明白にするを以て通商條約に此種の最惠國條款を有する國との間には解釋上の爭論を生ずること絶わたりと云ふを得べし。然るに明治三十二年改正條約實施以前に於ける日本と諸外國との通商條約中に規定せる最惠國條款は悉く單純條款にして條件の有無を明記せざるを以て其解釋に關し爭議を生じたること一再に止まらず左に當時の條約中より最惠國條款を摘記し單純條款の如何なるものなりしかを示す可し。

一、日本政府外國人へ當節亞墨利加人へ不差許廉相許し候節は亞墨利加人へも同様差許可申右に付談判猶豫不致候事(米)

二、外國人民に免許する廉は悉く阿蘭陀人へも直に差許すべし(蘭)

三、此後他國の者に許容せる廉は猶豫なく魯西亞國へも免すべし魯西亞國に於ての日本人も同様なるべし(露)

四、日本政府或は日本天皇陛下とあり獨りより向後外國の政府及人民に許すべき特ある時は或は他國の政府及び其人民に己に許し又は以後許さんとする特典及び便宜とあり某國政府及び國民へも或は條約實行の日よりとあり同様の免許あるを或は今茲にと記するもあり確定せり(英、葡、瑞西、白、伊、丁、瑞典、挪威、西、獨)

五、以後何事にても外國人へ免許したる事は佛蘭西政府又は佛蘭西人へも同様に免許あるへし(佛)

六、日本天皇陛下他國の政府及び人民に與へ或は爾後與へんとする總て別段の免許及び便宜は奥地利及び洪噶利政府並其人民にも此條約施行の日より免許あるへきを今爰に確定せり(奥)

七、日本國大皇帝にて他國の政府、其官吏及び人民へ既に與へ或は此後可與總

ての権利、特典、特例、裁判の權、其他總ての利益を受く可きことを茲に明述す。右同様日本政府其官吏及び人民は秘魯國に於て最優待せる他の政府、官吏及び人民に與ふる總ての權理、特典、特例を受くべし(秘)

此單純條款の解釋に關して起りたる最後の最も顯著なる爭議は日本の解釋主義を暗示するものと云ふ可し。即ち明治二十九年の改正日獨通商航海條約第十七條に

兩締盟國の一方の臣民は他の一方の版圖内に於て發明、見本(實用)に供する見本(共)雛形、商標、製造標、商社號及其他の商號の保護に關し法律に定むる所の條件を遵守するときは内國臣民と同一の權利を享有すべし

と規定し該條約は他の諸國との條約と同様明治三十二年より實施せらるゝ筈なりしに該第十七條のみは同條約第二十一條第四項に於て

本條約第十七條は本條約批准交換の日より實施せらるべし

と規定したるを以て獨逸臣民は早く既に明治二十九年より日本に於て他國臣民に先ち工業所有權の保護を享受したり。此に於て英國その他の諸國は前記それ

の最惠國條款を楯として日本に對し無償にて自國臣民にも獨逸と同様なる特權を得せしめんことを申込みたり。之に對する日本政府の答辯は明に最惠國條款の解釋に關する米國の主義を採用したるものなり。曰く日本が獨逸臣民に前記の特權を許與したるは決して無償無條件に非ず。即ち日本臣民亦獨逸に於て工業所有權の保護を享受するの相互の讓與に因るものなるか故に諸國にして若し日本に於て獨逸の得たる所に均霑せんと欲せば諸國亦自ら日本臣民にも同様の讓與を爲さざる可からず。是れ即ち第三國に許與したる惠益が無償ならば無償にて又無償ならば有償にて均霑せしめんと云ふものなり。

四

單純條款の動もすれば誤解を醸し易きに鑑み諸國は今や一般に無條件條款を採用するに至れり。日英通商航海條約第二十四條に規定する所即ち第一例なり。

兩締約國は通商、航海及工業を總て最惠國の基礎に置くの意思なるに因り通商、航海及工業に關する一切の事項に付其一方が別國の船舶又は臣民若くは人民に現に許與し又は今後許與せらるることあるべき一切の恩典、特權又は免除を即

時無條件にて他の一方の船舶又は臣民に及ぼすことに同意す

之を單純條款の漠然且つ曖昧なるに比すれば一層の進歩なること勿論にして解釋上の誤解を避くるに庶幾しと雖も此種の條款に就ても尙ほ疑問を生ずるの餘地多々ある其中にも例へば前記の條文中の前段に「總て最惠國の基礎に置くの意思なるに因り」と記したる文言は後段に「一切の恩典特權又は免除を即時無條件にて他の一方の船舶又は臣民に及ぼすことに同意す」と記する文言の價値を大半減殺するものと云はざる可からず。余の此解釋を支持するは從來大多數の學者の説に反對するものなるを以て多少最惠國條款の變遷にも論及して私説を叙述するの要あり。

最惠國條款變遷の跡に徴するに米國流の條件附條款が歐米諸國間に一時大に流行したるは十九世紀の前半にして當時諸國間に互惠主義の關稅政策が勢力を占めたるに因るものなり。然るに同世紀の後半より自由貿易主義興るに及び諸國は争ふて條件附條款を捨て往昔の單純條款を復活し更に進で今日の無條件條款を發明するに至りたり。蓋し一國の商業政策に自由貿易主義を採用する以上條件

附條款を固守するは實際に不可能のことなりと云ふは凡そ一國か或報酬の結果として第三國に與ふる利益に對手國をして均霑せしむる際その對手國より徴收する對價は殆ど常に輸入税の輕減を條件とするものなるに一旦自由貿易の主義を實行して關稅を撤廢するときはその對手國より對價として提供す可き輸入税の輕減なるものある可からざる筈なればなり。斯の如く一方に條件附條款を廢棄すると同時に諸國は單純條款の復活を試みられたれども翻て考ふるに本來單純條款たる對手國に與ふるに其第三國に與へたるものを以てするに當り正文には無償とも有償とも條件付きとも無條件とも明記せざるが故に一般の慣例には無償無條件と解釋せられたりと雖も先に記したる如く米國は一八〇三年佛國とのルイジヤナ割讓條約第八條の單純條款を有償條件付きと解釋したるの實例に徴するも單純條款の不正確にして誤解の生じ易きを氣附きたるに依り諸國は單純條款を改正して第三國の享有する利益には無償無條件にて均霑することを得る旨を明白にせる一種の新條款を發明するに至りたり。是れ即ち無條件條款なり。

無條件條款の由來果して斯の如くなりとせば同條款は常に無償と解釋す可き

こと無難なるに似たり。今日無條件條款を解する多くの學者が單に其條款の用語中に『即時無條件』の文字あるを正面より云々して之を無償の規定と主張するのみにて更に其由來に溯て同條款が無償の規定なる可きを説破せざるは迂濶の沙汰と評せざるを得ず。然れども余は條文中に『即時無條件』の文字あり又沿革上より云ふも無償なる可き等の無條件條款を解釋して却て是れも亦有償條款の一種なりと斷言せんと欲するものなり。其理由は無條件條款を絶對に無償と解するは最惠國待遇の本來の趣意に反すと云ふに在り。抑々最惠國待遇なるものは對手國を最惠の第三國と同一の地位に置くを以て其眼目と爲し之を條約中に規定して所謂最惠國條款なるものを設くるに至りたるものなり。然るに若しも無條件條款を絶對に無償の規定と解せんには時として對手國を第三國以上の地位に置くの變體を生ずるの恐れある可し。其理由如何と云ふに例へば茲に日獨間の關稅率協定に依り日本より獨逸に輸入する羽二重に對し同國にて稅率若干を低減するに對し日本は獨逸よりする一定の機械類に對する輸入稅率若干を低減したりとせん。此協定たる相互有償にして獨逸機械類輸入稅率の低減は云はゞ獨逸自ら十を支拂

ひて十を獲得したるものに外ならざるに若し英國が自ら何等の報償をも提供せず條約に『即時無條件』とあるを理由として獨逸の得たる特惠に均霑せんと云ふは英國は何物をも支拂はずして十を獲得せんとするものなるが故に日本もし之を英國に許さんには英國は獨逸以上の特惠を享有するものと云はざる可からず。果して然らば最惠國と同一の地位に置くの趣意たる最惠國條款は此場合に其趣意を沒了せざるを得ず。否な日本にして若し英國の要求に應じ無償にて獨逸同様の特惠を許與せんか他の諸國は英國を例とし此度は英國の享有する特惠に均霑せんとして續々無償にて之を獲得するに至る可く斯の如くにして際限なからんには其最初の日獨稅率協定は其目的を忘失するに至るのみならず獨逸の方より眺むれば同國は十を支拂ひて十を得たるに反し英國は何物をも支拂はずして十を得たるものなれば此場合に英國こそ最惠國にして獨英その地位を轉換するものなるか故に獨逸は新に最惠國たる英國の享有する特惠に均霑せんことを主張するに至る可し。果して斯の如くなれば之が爲めに損失するものは日本のみにして獨逸は日本との協定に據るを要せずして日本に於ける輸入機械類稅率低減の

特權に均霑することを得るを以て必ずや先の協定を廢棄するに至るの結果、日本のみ徒に片務的義務を負擔するに至るやも知る可からざるなり

五

最惠國條款に無條件と記すと雖も若し第三國に許與したる利益が報償の結果ならんには該條款は常に有償と解釋し無條件の文字に拘泥す可からざること最惠國條款の趣意に鑑み明白の道理にして其條文中に『即時無條件』と記するは第三國にて無償にて許與したる利益にのみ『即時無條件』にて均霑するの意味と解釋す可きものなり。故ウエストレーキも最惠國條款の規定を文字通りに解釋するの非なるを明言せり。原文の儘を左に附記す可し

State A has concluded with state B a treaty on tariffs containing what is known as the most favoured nation clause, promising to B the benefit of lower duties conceded to any other state. A then concludes with state C a treaty which, for some valuable consideration, concedes to it lower duties on certain articles than are provided in the treaty with B. Can B demand the admission of its goods at the same rates of duty as those of C? On a literal system of inter-

pretation it can, but on the broader system it cannot, unless the case admits of its giving to A the same consideration that is given by C, and it is willing to do so. The latter answer has been made by the Supreme Court of the United States, and in our opinion justly. (1)

ウエストレーキの説は特に無條件最惠國條款の解釋に關する自家の所見を述べたるに非ずして一般條約解釋論を説明するに當り條約の解釋は單に其表面の文字にのみ依りて決するを得ざるの意を明にする爲めに其一例として偶然最惠國條款の解釋に言及したるに過ぎざれども無條件條款中に『即時無條件』とある文字に重きを置きて第三國に許與したる利益か有償なる場合に於ても尙ほ且つ無償にて之に均霑するを得るものと解釋するの不當なるを言明するものと云ふ可し。

最惠國條款は常に對手國を第三國と同等の地位に置くを以て其本來の趣意とするか故に第三國に有償にて或利益を許與したる其利益に對手國をして無償にて均霑せしむるは對手國を遇するに第三國以上の特惠を以てするものなるに依り第三國と同等の地位に置かんことを期したる最惠國條款の趣意に全く悖反し

斯の如きは最早や最惠國待遇なるものに非ざるなり。此故に多くの無條件條款中に『總て最惠國の基礎に置くの意思なるに因り』と規定するものは之を第三國と同等の地位に置くの意思と解釋せざる可からず。第三國と同等の地位に置くの意思ならんには第三國が報償を提供して許與せられたる利益を對手國が『即時無條件』にて之に均霑せんとするは明に『最惠國の基礎に置くの意思』と相容れざるものと云はざるを得ざる可し。是れ余が無條件條款中に『最惠國の基礎に置くの意思云々』の文字は後出の『即時無條件にて云々』の文字の意味を大半減殺すと云ふ所以にして又余が無條件條款は其用語に於て且つ其由來に於て絕對無償の規定と解釋することを得るか如くなるに拘はらず最惠國條款の本質上これを認むる能はざる所以なり

(1) Westlake : International Law, Part I, Peace, p. 283.

戦亂と物價

高城 仙次郎

一 緒 言

歴史の示す所に依れば戦争には物價騰貴の伴ふを常とす。殊に戦争後に於て最も甚だし。今や歐洲大亂の餘波が極東に迄及ぼし我國も遂に東洋永遠の平和の爲めに獨逸に對して干戈を動かさざるを得ざる羽目に陥りたる結果として東半球の全部は將さに戦争の卷と化し了らんとしつゝあり。従つて經濟界に及ぼす此世界的動亂の影響は頗る寒心に堪へざるものある可く、物價の變動も亦激甚となるに至るやも測られず。

千八百九十七年以來騰貴しつゝありし物價が最近數十ヶ月間に於て一頓挫を來たしたるが如き觀ありしに、又もや茲に暴騰の兆を生ずるに至りたるぞ是非な